

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン・Iジョブの障害

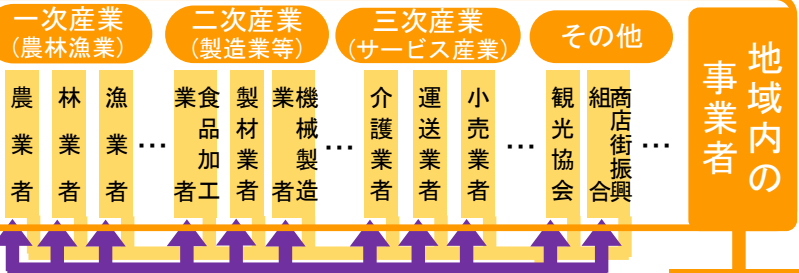
特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
 財政支援：組合運営費の1/2を国・市町村が財政支援
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律＜令和2年6月4日施行＞

人口急減地域



特定地域づくり事業

組合員の事業に従事

料金

出資
賦課金負担

地域内の
若者等



地域外の
若者等

地域づくり人材

給与支給
所得の安定
社会保障の確保

特定地域づくり事業協同組合
＝ 地域づくり人材のベースキャンプ

都道府県

国・市町村

- 組合運営費の1/2を財政支援（国1/2・市町村1/2）
- 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円／年・人
 - 事務局運営費 600万円／年
- 令和2年度予算 5億円

＜1組合当たりの財政支援のイメージ＞

派遣職員6名 運営費2,400万円／年

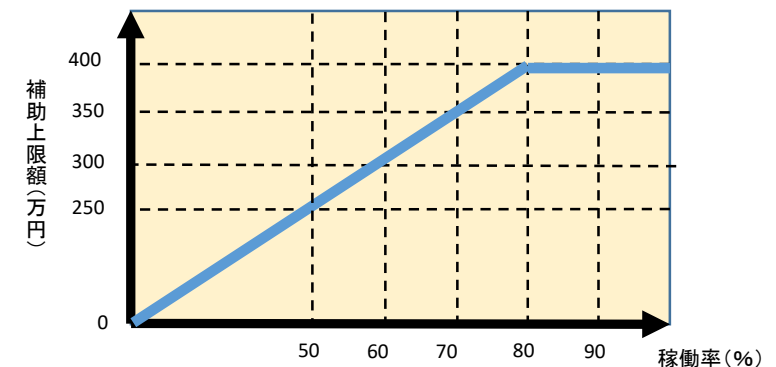
1/2 利用料金収入 (1,200万円)	1/2 公費支援 (1,200万円)	
	1/4 国負担 (600万円)	1/4 市町村負担 (600万円)

特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援（案）の概要

【国庫補助】

- 名称「特定地域づくり事業推進交付金」(予算計上:内閣府、執行:総務省)
- 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援(国1/2、市町村1/2)
- 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人、事務局運営費 600万円/年
- 令和2年度予算 5億円
- 制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ① 複数の事業者への職員派遣
 - ・派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
 - ② 労働需要に応じた職員の確保
 - ・派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

＜稼働率に応じた派遣職員人件費の補助上限額＞



【地方財政措置】

- 国庫補助事業に伴う地方負担について特別交付税措置(措置率1/2)
- 組合の設立支援に係る経費について特別交付税措置
- 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置

＜1組合当たりの財政支援のイメージ＞

派遣職員6名 運営費2,400万円/年

1/2 利用料金収入(1,200万円)	1/2 公費支援(1,200万円)	
	1/4 国負担(600万円)	1/4 市町村負担(600万円)

今後のスケジュールイメージ

2019. 12月 法律公布・政府予算案閣議決定

2020. 1月～ 地方団体向け説明会

3月 省令公布・ガイドライン・補助要綱等発出

4月～ 地方団体向け説明会

6月 法律施行

組合設立希望調査開始(各都道府県とりまとめ)

7月 各都道府県から組合設立希望聴取、補助採択見込みの検討・都道府県への内示(以降、毎月実施)

8月～ 各都道府県が認定対象組合を内定

8月～2021. 3月まで 組合設立、事業実施

市町村・事業者の事業検討の流れ(イメージ)

- ①事務局体制、派遣先事業者・職員の確保策の検討
- ②事業計画(素案)の作成
- ③市町村・関係事業者団体との調整
 - ・市町村:財政支援等の協力の可否等
 - ・関係事業者団体:派遣先の確保等の協力の可否等
- ④事業計画(案)の作成
- ⑤関係行政機関への事前相談
 - ・都道府県:事業協働組合の設立認可
特定地域づくり事業協同組合の認定
 - ・都道府県労働局:労働者派遣事業の届出
- ⑥組合設立希望申請
【認定の内定後】
- ⑦関係行政機関との手続(⑤同様)